

事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証) (感染症対応型)

制度の特徴

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者について、「経営改善サポート保証」を活用し据置期間や返済負担を緩和することで、早期の事業再生を促すことを目的とした制度です。

| | |
|-----------|---|
| 対 象 者 | 保証制度要綱に記載しているいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 |
| 保証限度額 | 2億8,000万円 |
| 保証期間 | 15年以内 |
| 据置期間 | 5年以内（分割返済） |
| 金 利 | 金融機関所定 |
| 保証料 | 0.20% |
| 担 保 | 必要に応じ徴求 |
| 連 帯 保 証 人 | 原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です) |